

19 世紀のドイツにおける将校の名誉と決闘

菅野 瑞治也

〈Kurze Inhaltsangabe〉

Die Bürger des 19. Jahrhunderts verabscheuten die soziale Exklusivität und Anmaßung des militärischen Ehrbegriffs und waren überzeugt davon, dass die besondere Ehre des Offizierstandes früher oder später nach der Einführung der allgemeinen Wehrpflicht in der allgemeinen Staatsbürgerehre aufgehen müsse. Den bürgerlichen Abgeordneten, heftige Kritiker der geschlossenen und exklusiven militärischen Standes- und Duelllehre, missfiel, wie sich militärische Behörden über allgemeine Rechtsgrundsätze hinwegsetzten und eigene mit der bürgerlichen Rechtsauffassung in Widerspruch stehende Verhaltensstandards einforderten.

In Wirklichkeit erhielten Duelle in der Armee jedoch eine besondere obrigkeitliche Unterstützung und wurden trotz des Zeitgeistes des 19. Jahrhunderts immer häufiger durchgeführt. Aber warum? Über die Gründe dafür wird aus Sicht des Ehrenkodex in dieser Abhandlung diskutiert.

はじめに

18 世紀の終り、フランス革命の精神から近代的国家の新たな概念が誕生し、兵役義務の導入と一般的市民権の確立に伴い、古くから継承されてきた貴族の決闘も時代遅れのものとなった。国家が第一であり、市民はその国家の構成員であり、国家は外部の敵と一致団結して立ち向かわなければならなかった。19 世紀のヨーロッパの国家と社会における軍隊の重要な役割を考えれば、軍人の決闘が当局から特別な支援を受けたということは耳目を驚かすような事柄ではなく、むしろ、極めて至当な現象であった。特にプロイセンを筆頭に、バイエルン、ザクセン、或いは、ヴェルテンベルクにおいて、軍隊は王の直接的指揮権の支配化にあり、ある独自の裁判権を有するという意味で一般市民社会から隔絶された「国家の中の一つの国家」であったが、同時に軍隊は多種多様な形で市民社会に大きな影響を与えていた。

このような「社会の軍隊化」¹⁾とも呼べる事象は 18 世紀に既にはじまっていたが、一般兵役義務の導入、将校の身分のブルジョワ化、予備将校団の設立などを通じて、軍隊が市民の生活環境に与える影響力は 19 世紀になると著しく増大した。さらには、1860 年代と 1870 年代におけるプロイセン軍の軍事的成功、並びに「血と鉄」によって確立された国家的統一の際の軍人の寄与は、軍隊の優勢を決定的なものにした。そして、軍隊の名誉に関する作法と決闘が、このような時代の趨勢と無縁であり続けることは不可能であったし、決闘に対する国家の政策もそれに伴っ

て変化せざるを得なかった。1880年代以降、国家の決闘政策は、決闘の是非をめぐる議会の議論に依存するようになっていき、軍隊における決闘の強要に対する社会民主主義者、左翼的自由主義者たちによる厳しい批判は、ヴィルヘルム治下の国家の神経を絶えずとがらせたのである。

本論においては、軍隊の決闘に関する社会的側面と政治的側面の両方を念頭に置きながら、19世紀、特に1860頃に至るまでの軍人＝将校の決闘のあり方を眺めていきたい。

第1章 市民の名誉と軍人の名誉

17世紀や18世紀において、決闘は、国家権力による暴力の独占を脅かす存在として国家当局によって恐れられ、それ故に事あるごとに制圧・撲滅の対象とされてきたが、19世紀になると、それとは逆に、決闘は、19世紀の軍事国家の次代を担うエリートたちに必要不可欠な要素として捉えられ、国家によって有用な慣習として奨励された。それどころか、それまでは貴族や軍人だけの特権であった決闘の慣習は、今や、一般市民の間にも深く浸透し、傷つけられた名誉を回復する権利と機会を彼らにも提供した。従って、個人の「名誉」を侮辱する可能性は、意図的にせよ、或いは、無意識的にせよ、19世紀においては、個人の如何なる社会的言動にも潜在的に存在していたのである。

(1) フォン・ライトホルトの場合

1844年、プロイセンの陸軍少尉フォン・ライトホルトは、ケーニヒスベルクのピアガーデンで、シャーデという名のある司法修習生が王フリードリヒ・ヴィルヘルム4世（1795-1861 在位1840-58/61）について失礼なコメントを述べているのを偶然耳にした。この将校ライトホルトは、その司法修習生にピistolによる決闘を申し入れたが、シャーデは文書によって彼に謝罪し、公式陳謝した。それにもかかわらず将校はあくまでも決闘を要求し、結局のところ決闘は行われ、シャーデは致命傷を負い亡くなった。事情聴取の場で、ライトホルト少尉は、「シャーデの王に対する失礼な言葉によって、自分の個人的な、そして、公職にある者としての名誉が侮辱されたと感じた。それに対して、将校として、決闘という方法でしか応えることができなかった」²⁾と述べた。

ライトホルト少尉は、「将校は、王の次に位置する身分であり、また、己の命を賭けて王という人間の身代わりとなる、王の直接的代理人である。また、王侯・君主に対する侮辱は、それに仕えるすべての将校に対する個人的侮辱に等しい」³⁾という原理に基づいて行動したに過ぎない。少尉のこの言動は、プロイセン国家の幹部たち全員の賛同を得たが、これに関するケーニヒスベルクの一般市民たちの見解は全く異なっていた。当局の意図に従って可能な限りしめやかに執行されるはずであった司法修習生シャーデの埋葬には、予想をはるかに超える数百人の市民が葬列に加わり、彼の死を悼んだ。シャーデの墓は、女性市民たちによって何度も新鮮な花輪で飾り付けられ、この事件から何か月も過ぎ去った後でも、「いわゆる世論は、この不幸な決闘を通し

て、当局に忠誠を尽くすことに対する嫌悪感を示している⁴⁾と、プロイセンの地方長官は当時の内務大臣に伝えている。

このプロイセンの地方長官が理解する忠誠とは、将校の名誉に関する考え方を優先させ、プロイセンのような軍事国家において、「名誉にかけて実行すべきこと」＝「決闘」の慣習を堅持することを、国家が存続する一つの前提条件として受け入れることに他ならず、多くの市民が示した態度、即ち、そのような忠誠を拒み、権利と法を盾に取り、刑法上の決闘禁止令を振りかざすことは、プロイセン国家の軍事的基盤に対する真の理解と敬意の欠落を意味していたのである。

(2) アンネケの場合

1846年、プロイセン軍の少尉フリッツ・アンネケは、自己の名誉を汚されたと主張する彼の同僚から決闘を挑まれたがこれを拒絶したため、その同僚から軍の名誉裁判所に告訴された。アンネケは、名誉裁判での自己弁護の際に、「自分は、決闘を、将校の階級に必要な不可欠な尊重されるべき社会的慣習とは考えていない。むしろ、私はこの慣習を身分階級の偏見と呼びたい⁵⁾」と言明し、将校が拠り所としている礎柱の一つである決闘という慣習に反対したのである。結局のところ、名誉裁判所は、彼の決闘の拒絶を彼の同僚の階級の名誉に対する毀損であると見做し、アンネケを軍隊から解雇した。

民主主義的な理念に感化されていたアンネケは、軍人の名誉の概念と市民の名誉の概念との間にある根本的相克・対立・矛盾に光を当てるために、この事件を取って公にし、軍当局が一般的な法原理を如何に無視し、市民の法解釈と相反する独自の行動規範を如何に不当に要求しているかという証拠を世間に突きつけたのである。しかしながら、軍隊は、これまでと同様、外部に対して極めて慎重で用心深い情報政策を行なったので、厳格な秘密保持という考え方のもとに行われた名誉裁判の手続きに関する詳細については、この事件においても依然として厚いヴェールに包まれたままであり、結局のところ、「将校と貴族のうぬぼれ」に対するアンネケの抗議は、ほとんどその成果を取めないままであった。

一方、多数派で影響力の強い保守的な軍隊信奉者たちは、外部からのあらゆる批判に対する免疫性を軍隊に与え、軍隊の名誉と決闘に関する規範を積極的に擁護した。例えば、1847年に開かれた領邦議会において、市民階級の議員たちは、軍隊の身分階級と決闘に関する排他的・閉鎖的な規範を激しく非難したが、「このことに異論を唱える者は、プロイセンが有する最も高貴な宝物である、我々の軍制の原理を損ねている⁶⁾」と主張する貴族階級と保守的な議員によって、この批判はあっさりはね返された。

(3) プロイセン王の見解

後にプロイセン王ならびにドイツ皇帝になるヴィルヘルム皇太子（ヴィルヘルム1世 1797-1888 在位 1871-88）は、1848年、この時代に特徴的な「(社会的格差をなくそうとする)平均化⁷⁾」から将校の身分・階級を明確に除外し、将校の有する特別な名誉の権利を認めること

を次のように明言した。「普遍的な目的のために自身の命を賭け、同時に、自分の命令によって他の者の生死を決定するという責任を持つ者は、通常の尺度では測ることのできない信念と主義を保持しなければならない。」⁸⁾彼はまた、将校の名誉毀損は市民のそれよりも厳しく処罰されるという従来の規定を守ることに賛同の意を表した。

将校の身分・階級における名誉とそれに伴う名誉毀損については、他の身分・階級におけるそれとは全く異なる性格と意味をもっている。名誉とその名誉に恥じない言動は、将校の身分・階級に属する者にとって一番不可欠な必要条件であり、彼らの職業の一番の前提条件である。このような意味で、将校たちに対してなされた名誉毀損は、彼らの本質的な前提条件を、つまりは、存在そのものを攻撃し、脅かす特別な重罪である。立法が、特に、プロイセン国家の立法が、自らの名誉に恥じない言動を何よりも大切にしようという将校たちの気持ちを維持し、活性化することに配慮しているだけになおさらのこと、将校に対する名誉棄損は、厳重に処罰される必要がある。名誉を重んじる将校の考え方が、国家の安全と存在を維持するための基盤である以上、将校に対する名誉毀損を将校以外の者に対する名誉毀損とは別に扱うのは、国家としては当然である⁹⁾。

このような考え方は、プロイセンにおいては伝統的なものであり、既に18世紀後半において、フリードリヒ・ヴィルヘルム2世(1744-97 在位1786-97)は、「将校は、決闘によって武器を持って己の名誉を守る心構えが常にできていなければならない、さもなければ、軍隊から除隊させられる覚悟でいなければならない」という信念に基づき、将校の名誉に特権を与える勅令を公布していた。この時代、プロイセン軍は更に勢力を拡大し、その常備軍は、歩兵約19万・騎兵約5万を擁した。「将校における名誉の侮辱は、それ自体、極めて屈辱的なものであり、多くの場合、市民におけるよりも、その将校にとって不利な結果をもたらす」¹⁰⁾が故に、ある市民がある将校を侮辱した場合、その市民には3~6か月の自由刑が申し渡されることが定められた。これとは逆に、将校がある市民を侮辱した場合、その将校には、軍の哨舎での禁固刑、あるいは、城塞禁固刑が言い渡されることが定められたが、実際のところ、その将校が彼の上司から叱責をうけるだけで終わるケースがほとんどであった。

1844年、民主化運動に対峙する反動主義者で、1840年に皇帝となったフリードリヒ・ヴィルヘルム4世は、将校を侮辱した市民は、罰金刑ではなく、例外なく自由刑に処するという指令を出したが、その逆に、ある将校が市民を侮辱した場合、その将校には、軍隊刑法典の諸規定に従って、軽い2-3日の外出禁止令の刑が言い渡されるだけであった。民間の裁判官たちは、この指令の中に重大な不公平さを看取り、1840年代に刑法典の修正に取り組んでいたプロイセンの枢密院の委員会も同様に、この不平等を新たな刑法に引き継ぐことを拒絶した。彼らは、1846年、次のような論拠を持って彼らの所見を説明した。

様々な身分・階級がいくつも混ざり合い、全国民に兵役義務が課せられている今日の状況にあって、将校たちの特殊な事情を考慮したとしても、顕著な不平等によって市民の名誉が傷つけられることがあってはならないし、市民の名誉は守られなければならない¹¹⁾。

しかしながら、枢密委員会のこの所見に対して、フリードリヒ・ヴィルヘルム4世は、条件付きの理解しか示さず、それどころか、市民を侮辱した将校にはこれまでより厳しい刑を科するべしとする枢密委員会の勧めを撥ねつけた。王は、事あるごとに、軍人が有利になるよう仲裁に加わり、将校たちの排他的・排外的な「名誉という考え方」を、一般市民と官僚機構により強まりつつある批判から擁護した。プロイセンのような軍事国家において、「名誉にかけて実行すべきこと＝決闘」を堅持することは、国家が存続する絶対的前提条件の一つであったのである。

(4) 名誉に関する平等の理念

ライホルト少尉との決闘によって司法修習生シャーデが殺害された前述のケーニヒスベルクの事件をきっかけに生じた、一般市民の名誉より上位にある軍人の名誉に対する反感と不平等感は、1848-49年の革命において一挙にその頂点に達したことは言うまでもない。フランクフルトのパウル教会議会在が1848年に提出したドイツの軍制（兵役制度）に関する法案は、軍隊における名誉裁判所の撤廃を謳い、軍人の名誉の存続を否認した。

ザクセンの領邦議会の市民階級の市民たちも、軍人を、彼らの優遇された特権的地位という偏見と先入観によって一般民衆から隔離している軍人の名誉心は、市民の政治的意識とはもはや相いれないものであり、これまでの軍人に認められてきた特別な名誉は、遅くとも、一般兵役義務の導入以降、一般市民の中に埋没して消滅せざるを得ない、と主張した。「今や我々は、もはや、いかなる身分・階級ももたない。我々が持っているのは職業だけだ。」¹²⁾ 革命は、排他的な身分・階級の名誉のもろもろの基盤を消滅させ、個人の職業上の能力だけを社会的尊敬の尺度とするよう要求した。

名誉は、ある階級だけの特権でもなければ、相続権でもなく、また、独占権でもない。それは、例外なく、あらゆる人間の共有財産である。それを持ちたいと思う者はそれを持ち、それを持ちたくないと思う者だけがそれを持たない¹³⁾。

その後も、特権的な軍人の特別なステータスに対する反論が一般市民と自由主義的議員から執拗に提出されたが、1870-71年の普仏戦争によるプロイセン・ドイツ軍の大勝により、軍隊と将校団に対する特権は、結局のところ、19世紀後半においても絶対的なものとして存続し続けていくことになる。

第2章 将校団における名誉の規範と決闘

決闘は、その支持者にとっては、軍人のエリートを軍隊の規律に服させるために必要不可欠な教育・訓練手段であり、礼儀正しく折り目正しい軍隊生活を送るための必須条件であった。プロイセンでは、学生がその大部分を占める一年間の志願兵を含む予備役将校も、決闘の問題から免れることはできず、その結果、軍隊での行動や振る舞いの規範は市民の生活にも必然的に持ち込まれるようになった。将校の名誉は言わば不可分であり、それに従い、軍人の名誉も不可分であった。それは、ドイツのすべての国々で当て嵌まることではなかったが、バイエルンにおいてはプロイセンと同じプロセスの中にあった。

19世紀においても、将校たちは、決闘の本質と軍人の性格の類似性を次のように指摘することで、決闘という「名誉の勲章」を放擲しようとは決してしなかったのである。

決闘の際に求められる直線性、決断力、勇気（勇敢さ）は、軍人にもそのまま求められる必要不可欠な要素である。これらの特性を欠いている将校は、職業の選択を誤ったのであり、その将校が彼の部下たちに悪しき手本を示し、その結果、その部隊の戦闘力を弱体化させるという理由だけでも、彼は軍隊にとってもはや放置できぬ存在である。戦時において、その個人的な勇敢さと毅然とした態度という点で兵士たちに模範を示すことができるように、将校は、平時においてもまた、軍人に不可欠な特性を絶えず涵養し、示すことができなければならない¹⁴⁾。

(1) 将校における決闘の意味

1839年、プロイセン軍の総司令官フォン・ミュフリングは、決闘は将校にとって、「他のいかなる方法でも実現不可能な問題を解決するための最も簡単なやり方であり、決闘においてのみ、将校は、自分の勇気を実際に証明し、また、自分の地位・身分を名誉で満たす機会を見出すことができる」¹⁵⁾と、ある公式所見のなかで言明している。このような考え方は、「名誉と勇気は軍人の犯すべからざる財産であり、それは、決闘によって守られ、かつ、立証される。決闘は軍人にとってのすべてであり、それに伴う危険はまったくどうでもよいことである」¹⁶⁾という信念に基づいている。

ある身分・階級の名誉は、その身分・階級の内的結合が緊密であればあるほど、より明確に特徴づけられ、名誉の目的は、一つの社会的集団をその内的まとまりという点で安定させ、他の集団を排除することである。社会的義務を個人の利益に移し替えることこそが、名誉の機能であり、他ならぬこの機能が、名誉を身分・階級の構成上の安定装置へと高めているのである。そのことを最も明確に証明してくれるのが他ならぬ将校団であり、ここにおいて名誉は、部外者に対する識別標識としての、肉体的な傷をも厭わないほどその名誉を高く評価する将校の一つの特別な識別標識としての機能を果たしているのである。

決然とした態度の欠如、借金、守秘の欠如、過度のアルコール摂取、賭け事などによって軍隊から除隊させられる将校も存在したが、これとは別に、将校同士の名誉毀損も十分起り得た。軽蔑的な言葉、嫌味な視線、挨拶の拒絶、無視なども個人の名誉に対する攻撃と解釈されたが、平手打ちなどの肉体的な不可侵性に対する侵犯は、謝罪や陳謝では償うことのできない名誉毀損と見做された。

(2) ヴァイツェンネッガーの場合

バーデンの少尉アントン・フェルディナント・ヴァイツェンネッガーが、1830年、連隊のある仲間から「このろくでなし野郎！」と呼ばれた時、すべての将校たちは、この侮辱に対して決闘を申し入れることで応えることをヴァイツェンネッガーから期待していた。この少尉は、実際、直ちに相手に決闘を申し入れたが、彼の指揮官の仲介により決闘はまずは阻止された。少尉が、結果的に、「ろくでなし野郎！」と呼ばれた侮辱をそのままにしているという理由で、特に若い将校たちは彼に対して嘲笑的な態度で接した。ヴァイツェンネッガーは、その後、侮辱した相手にサーベルによる決闘を改めて要求したが、相手がピストルによる決闘をあくまでも主張したため、決闘を躊躇った。彼は、連隊の年長の大尉に相談し、この争いを調停してくれるように依頼した。しかし、大尉は、次のように言って、その依頼を拒絶した。「ヴァイツェンネッガーに残された道は二つしかない。つまり、自分の名誉を守るためにピストルで戦うか、あるいは、この件に関する法的な訴訟を起こすか、という二つの可能性だけである。そして、後者の場合、彼の同僚の目には、彼が敗北したように映るだけであろう」¹⁷⁾

将校団の名誉の規範は、侮辱を受けた将校に、その侮辱を決闘によって報復する以外の選択肢を与えていなかったのであり、このような場合に、民間の刑法が定めているような裁判による合法的な訴訟は、将校には全く論外であった。「侮辱した者を法的に処罰することだけに限られた通常法律は、侮辱を受けた者がその後の生活に必要な真の償いと満足感を、その傷つけられた名誉に与えることはできない」という感情が、将校たちの胸の内にあった。従って、己の名誉を傷つけられた者にとって、彼を侮辱した者が民事的に処罰されることはまったくどうでもよいことであった。

決闘のこの魔力と生命力を保持していたのは、プロイセンの軍隊だけではなく、バーデン、ヴェルテンベルク、あるいは、バイエルンの軍隊でも、攻撃に晒された自分の名誉を決闘で守ろうとしない将校は、彼の同僚からの一切の交際を避けられ、孤立し、やがては除隊することを余儀なくされた。

(3) ハンブルク市民軍司令官シュテファニーの場合

主として裕福な商人や自由業の者といった市民階級出身の男たちからなる帝国自由都市ハンブルクの軍隊もその例外ではなかった。1826年9月、市民軍の司令官フォン・シュテファニーと、4年前にすでに退役していた元少佐ホルストとの間で、ハンブルク近郊においてピストルによる

決闘が行われたが、この事件は、ハンザ同盟の将校たちの名誉に対する考え方の特徴を明示している。

ホルストは、前年の 1825 年、ある文書を公刊し、その中で、彼に代わって新しい司令官に任命されていたシュテファニーに対する怒りをぶちまけ、こう記していた。「シュテファニーは、彼がある大臣の娘婿であるという理由だけでこの地位を得た。その他の点では、彼は、その不誠実な性格と、公務における経験の乏しさという点で際立っている」¹⁸⁾

ホルストのこの文書に基づいて、ハンブルク市参事会はホルスト元少佐を起訴し、その結果、彼に対して六週間の拘禁刑が言い渡された。ところが、彼は、ゲッティンゲン大学を通じて上訴（控訴）し、大学の法学部がこの判決の違法性を公に表明したため、ハンブルクの市参事会は先に言い渡した禁固刑の判決を撤回せざるを得なかった。公の手続きが終わった後ようやく、シュテファニーは、彼を侮辱したホルストに決闘を申し入れ、1826 年 9 月、両者の間で決闘が行われ、その結果、ホルストは負傷した。

決闘の後、自宅監禁を命じられたシュテファニーは、彼のとった行動の正当性をこう主張した。「決闘によるこのような名誉回復を必要としたのは、単に私の名誉だけではない。もし私が法律のために決闘による名誉回復を犠牲にしたとしたら、どうなっていたであろうか。それ故、決闘による名誉回復を要求することは、単なる正当防衛であるばかりでなく、同時に軍に対する、従ってまた市自体に対する義務であった。」¹⁹⁾

このシュテファニーとった言動の中に、当時のドイツのすべての軍隊に拘束力をもつ次のような諸原則が認められるのである。

- ・個人的名誉と身分・階級の名誉は、個別に切り離して考えることはできず、互いに密接に関連している。
- ・裁判による告訴の可能性は極力排除され、決闘による名誉回復は軍人にとって当然の義務である。
- ・決闘による名誉回復に対する容赦のない結束した組織的な圧力を理解し、不名誉な行動を一切とらない。

そして、プロイセンの軍隊における名誉をめぐる争い事に関するこのような社会的慣習上の諸原則は、遙かに非軍国主義的な南ドイツの国々においても受け入れられたのである。

第 3 章 軍隊の名誉裁判所

将校によって構成される名誉裁判所という、将校の名誉の問題と専門的に取り組む機関が軍隊の中に存在したということそれ自体は、19 世紀の一つの革新的現象であり、それは、元来、様々な理由に基づいた軍人の決闘を巧みに制御しようとする国家の関心の結果生じたものである。

19 世紀の軍隊における名誉裁判所は、将校に対して、自らの名誉が傷つけられた場合は躊躇することなく決闘を行なうことを基本的に要求し、そうしない場合、当該者は、軍の将校としての身分の名誉を汚したという理由で厳罰に処せられることになっていた。カトリック教会は当然のことながら決闘を禁じていたが、あるカトリック教徒の将校がこのような宗教上の理由から決闘を拒んだ場合、プロイセンでは、1860 年代においてさえも、彼は軍隊から解雇されることを覚悟しなければならなかった。

(1) 一般ラント法と名誉裁判所

「プロイセンの将校のために名誉裁判所を設置する」という一般ラント法の編纂に中心的に携わっていた市民階級の法律家たちの提案は、名誉をめぐる争い事は如何なる場合でも決闘で決着をつけるべきであるという考え方を阻止するために出されたが、結局のところ、軍当局の激しい抵抗に晒されていた。フリードリヒ大王から一般ラント法編纂の命を受け、名誉裁判所の設置に積極的な姿勢を示していた首席司法大臣フォン・カルマー（Johann Heinrich Casimir von Carmer 1720-1801）に対して、軍の幹部は 1791 年次のように伝えている。

我々は、名誉裁判所の設置によってもたらされる「軍人の性格の改造」に賛同することはできない。伝統的なこの軍人の性格は、如何なる危険に身を置いても、毅然とした大胆不敵な態度を貫き、己の名誉や人格を傷つけ得る如何なる攻撃に対しても敏感に反応し、また、如何なる攻撃からも己の身を守る決断を瞬時に下す……という特徴を持ち、この性格は、従って、軍人間の決闘の普及と直接的に結びついている。一般ラント法の草稿に予め組み込まれているように、名誉裁判によって決闘を阻止し、結果的に決闘を根こそぎ一掃しようとするれば、そこには、「軍人の性格」を非常に損ない、王の軍隊のこれまでの卓越したすばらしい精神を変えてしまうという危険性が潜んでいる。提案された名誉裁判は、将校の功名心・野心とは相いれないものである。この功名心が様々な先入観・偏見に基づいていたとしても、そのような先入観・偏見は、これまでに王の軍隊に有益な影響をもたらしてきた。その結果、プロイセン軍の精神と性格は最高の名声を勝ち得たのである²⁰。

軍隊の精神・才気に対するマイナスの影響を危惧したフリードリヒ・ヴィルヘルム 2 世（在位 1786-97）は、この考えにすぐさま賛同の意を表し、司法大臣カルマーと、啓蒙主義の法律家クライン（Ernst Ferdinand Klein 1743-1810）らの一般ラント法を編纂する法律家たちによって推奨された名誉裁判所設置の提案を却下し、名誉裁判という考え方に感化されることなく、既に公にされている決闘に関する王の勅令・指令に従うよう命じた。

(2) フリードリヒ・ヴィルヘルム 3 世の時代

しかし、1806 年、ライプツィヒとアウエルシュテットでプロイセン軍がナポレオン率いるフ

ランス軍に敗北し、「最高の名声」という栄光に満ちた舞台からプロイセンの将校団が退場を余儀なくされると、プロイセン軍の徹底的な組織替えと、名誉裁判所の問題の見直しが新たに求められた。それに従い、フリードリヒ・ヴィルヘルム3世（在位1797-1840）は、1808年、名誉裁判所の設置を命じた。この新たに設けられた名誉裁判所は、個々の将校が名誉の規範を遵守しているかどうか、つまり、軍人として不名誉で恥ずべき言動を取っていないかどうかを監視する役目を担ったが、実際には、決闘を防止するという機能を果たすことができなかった。1821年、軍隊における決闘の数の増大を目の当たりにした王は、「故意に名誉の規範にそむくことにより、また、無礼な侮辱を相手に与えることにより、相手に決闘をそそのかした将校は、情け容赦なく処分されるべきである。」²¹⁾と述べ、名誉裁判所の権限を、決闘を仲裁・調停し、当該の将校にそれまでより厳しい刑罰を科したり、あるいは、免職の判決を下すところまで拡張した。王はまた次のように述べている。

私は、私の軍隊において、将校の個人的な名誉が尊重されることを望むが、しかし、それ故にこそまた、体面を傷つけるようなあらゆる無礼な攻撃から将校が守られることを望む。この個人の名誉を、血をもってしか再び洗い清められないほど傷つける位の侮辱の言葉が浴びせられた場合、そのような下劣な言葉を軽率に口にできる者は、将校の階級にさらに身を置くことによって自らの品位を落とすしかないので、免職とする²²⁾。

それにもかかわらず、決闘の伝統は軍隊の中で極めて深く根をおろしていたので、その伝統をよりふさわしい代償物で打ち破ろうとしたフリードリヒ・ヴィルヘルム3世の首尾一貫した断固たる言動も、将校団の執拗な抵抗にあい結局のところ挫折したのである。

1837年、軍隊の立法を修正するために設けられた委員会は、名誉裁判所の権限を更に強化するために軍隊における決闘の処罰に関する草案を提出したが、彼らは、名誉裁判所の権利を拡張させたとしても、それによって、決闘は将校にとって必要不可欠であるとする身分・階級意識に由来する軍人の考え方を一掃できるとは考えていなかった。

(3) フリードリヒ・ヴィルヘルム4世の時代

1840年、フリードリヒ・ヴィルヘルム4世（在位1840-1861）が即位し、1843年、将校団の決闘と名誉裁判に関する新たな指令が出された。これは、名誉裁判所の権限を従来以上に拡張し、強化するためのものであった。国家は、これにより、しばしば些細なことがきっかけで行われた将校間の決闘を、名誉裁判所が調停機関として当事者双方の間に立ち、その争いを仲介することで可能な限り防止することで、将校の名誉の問題を制御しようと目論んだのである。ある将校が名誉をめぐるひどい侮辱を受けた場合は、侮辱を与えた者が名誉裁判所により直接的に処罰され、それにより決闘を回避するように定められた。

しかしながら、当事者双方が、争いごとのそのような解決手段に満足できなかった場合、名誉

裁判所はその二人に、新たに規定された決闘に関する処罰への注意を喚起した。このような警告も役に立たず、結局のところ、二人が決闘するに至った際には、名誉裁判所の裁判官は、決闘の行われる場所に行き、セコンドと協力しても調停できない場合は、自らが決闘の立会人（審判）として、ラウンド数や決闘のやり方を決定する権利を持っていた。名誉裁判所の裁判官によって監視されたこのような決闘は懲戒処分の対象となったが、一方、名誉裁判所による調停を最初から意図的に回避した決闘者は、軍法会議にかけられ、決闘の結果と個々の罪に応じて二か月から八か月の禁固刑に処せられることが規定によって定められていた。

軍隊における名誉裁判所の権限の拡張を唱えるフリードリヒ・ヴィルヘルム 4 世の指令によって、確かに、名誉裁判所はこれまでより頻繁に決闘の仲介を依頼されるようになったが、しかし、調停が成功しない場合、決闘は避けられず、将校によって構成された名誉裁判所がそれに立ち会うことで、結果的に決闘当事者は自分たちの決闘に対する言わば公的な承認を与えられたことになる。国家は、決闘を一掃することが不可能であることは端からわかっていたが、名誉裁判所の権限を拡張することで、表向きは将校の決闘をコントロールし、その結果、自らの威厳を保つことができたのである。

1841 年、陸軍大臣（1841-47）に任命されたヘルマン・フォン・ボイエンは、肉体的に虐待されたにもかかわらず決闘を要求せず、臆病者の罪をきせられていたある若い将校について、「名誉裁判による法律上の如何なる名誉の説明も、その将校が世論の中で永遠に失ったものを埋め合わせることはできない。彼に残された唯一の手段は、彼の勇気を示すことができる機会を探すことである。」²³⁾とコメントし、名誉裁判所の役割の限界を明示し、将校の決闘を明確に支持している。それから 6 年後の 1847 年、ボイエンは、軍人の決闘に対する市民の激しい批判を前にしながら、「将校は、己の身分・階級の快適さを享受したいと思う限りは、彼らの掟に従わなければならない」とプロイセンの領邦議会で主張した。

そして、1843 年に出された上述のフリードリヒ・ヴィルヘルム 4 世の指令に従えば、名誉裁判所は、特に、決闘を挑まれた将校が相手の個人的な名誉回復の権利を拒絶した場合、つまり、決闘を拒絶した場合、その理由を可能な限り正確に突きとめなければならなかった。我々は、他ならぬこの指令の中にも、将校が相手からの決闘の申し入れを拒むことはそれ自体、臆病者の証左であり、絶対に許されない恥ずべき不名誉な態度であるという、伝統的な不文律を看取することができるのである。

(4) バイエルンの場合

1817 年、バイエルンの元帥フォン・ヴレーデ (von Wrede) は、軍人の決闘を制御する「決闘裁判所」を軍隊の中に設置すべきであると次のように主張した。

将校の名誉はある種の優位性を有するという前提のもとで、将校には、自分独自の考え方に従って己の名誉を守る手段が与えられてしかるべきである。この任務を担うのは、将校たち

によって構成される新設の名誉裁判所であり、これが、侮辱した者と侮辱された者との間を取り持つ調停・仲裁担当機関として機能することになる。名誉裁判所は、その名誉毀損が、決闘の正当性を理由づけるほど深刻なものであるかどうかを判断する。仮に、決闘裁判所がその問題を是認すれば、決闘は認められる。逆に、名誉裁判所がその問題を否認すれば、彼らは、侮辱された者に対して侮辱した者が公式陳謝することでその争いを調停する²⁴⁾。

しかしながら、名誉裁判所に決闘の是非を決定させるというバイエルンの元帥のこの考え方は、バイエルンの枢密院の中でも激しい批判に晒され、中でも法務大臣フォン・ライガースベルクは、名誉裁判所のそのような非合法的な権限及び軍人に対する例外的規定に対して、こう反駁した。「もし、決闘がそれ自体、市民の秩序と道徳の法に従って正当なものと認められないのであれば、いかなる裁判所も、決闘を認めることも許可することも、ましてやそれを命じることもできない。」²⁵⁾ この主張は軍隊の上級法律家たちからも支持を得、枢密顧問官フォン・シュトゥルマーは、「法の尊厳も市民階級の名誉も犠牲になるような祭壇を、無敵の悪魔のために作ってやるような」²⁶⁾ ヴレーテ元帥の考え方に激しく抗議し、軍隊の中で慣習的に広められた決闘を、国家が合法と認めてはならないとして、軍隊の名誉裁判所の設置自体をやめるべきであるとさえ主張した。

ところが、このような考え方は結局のところ人口に膾炙することはなく、言葉や暴力行為による将校の名誉毀損の問題をも扱う名誉裁判所はその後も存続し、名誉裁判所をすり抜けて決闘した将校は、解雇される可能性すらあった。しかし、現実には、法律を歪曲して解釈したり、明らかに自らの権限を逸脱する名誉裁判所が後を絶たなかった。

1855年、バイエルン陸軍省のある担当官は、王にある決闘に関する報告を行なっている。その決闘は、その前年、陸軍大尉フォン・ヘーグと、退職した元主席税関監査官クリューバーの間で行われ、結局クリューバーが致命傷を負い死亡した。ヴェルツブルクのある居酒屋で、クリューバーはヘーグを大声で「ろくでなし野郎！」と罵ったため、それに対してヘーグは彼に決闘を申し入れた。決闘を行なった後日ようやく、ヘーグは彼の司令官にその件を伝え、司令官は直ちに軍法会議を召集した。その結果、名誉裁判をすり抜けて自分で勝手に決闘による名誉回復を行なったという理由と、決闘における重大な過失から殺害という卑劣な違法行為を行なったという理由で、ヘーグ大尉に、軍隊からの除隊と、18か月の城塞禁固刑が言い渡された。しかし、法務長官は、この判決言い渡しの適法性を認めつつも、免職を撤回し、禁固刑を6か月に減刑するよう王に求めたのである。法務長官は、自分の申し立ての根拠を次のような論拠をもって説明した。

「ろくでなし野郎」という言い回しは、ヘーグ大尉の階級の名誉を著しく傷つけ、言葉の撤回や陳謝ではその償いには到底ならなかったほどであった。それ故、大尉が名誉裁判所を回避したことを悪くってはならない。名誉裁判所の限られた権限では彼の名誉を真に守ることはできなかったであろう²⁷⁾。

担当官も陸軍大臣もこの論拠に同調し、結局のところ、王はこの法務長官の申し入れを認め、ヘーグは、5 か月半の禁固刑から即刻解放され、軍隊で引き続き勤務することを許されたのである。

結びに代えて

19 世紀のドイツにおいて、一般的市民権が確立し、自由と平等を標榜する新しい市民の時代が到来した時、それまで貴族と軍人だけに認められてきた伝統的な「名誉」という考え方そのものも、特に一般兵役義務の導入以降、一般市民の新たに誕生した「名誉」の中に埋没して、やがては消滅せざるを得ないであろうと考えた同時代人は少なくなかったであろう。実際のところ、貴族と軍人だけの特権であった決闘の慣習も次第に市民の間にも浸透し、市民たちは、権利と法を盾にとり、貴族と軍人のその排他的・閉鎖的な名誉の規範に論難を浴びせた。

しかし、実際には、プロイセンを中心とした 19 世紀のドイツでは、「名誉にかけて実行すべきこと」＝「決闘」が、特に軍隊において、それまで以上に奨励され、国家当局からも軍事国家の次代を担うエリート層に必要な要素として理解され、特別な支援と庇護を受けたという事実を、我々は看過してはならないのである。

我々はその理由を次のような点に求めることができる。将校たちは、「名誉と勇気は軍人の何にも勝る財産であり、それは唯一『決闘』によって守られ、かつ、実証される」と考えていた。換言すれば、軍人にとって自分の命より大切なことは、自分の名誉を何より重んじるという一つの美德を守ることであり、騎士道精神の根底を流れるこの美德は、太古から、その男のすべての存在価値を証明するものとして、選ばれ、そして、認められてきたものであった。決闘の不可思議な魔力と生命力は、決闘という慣習に本来内在する名誉と勇敢さという要素に基づいていることは言うまでもない。そして、軍事国家プロイセンにおいて、「名誉にかけて実行すべき」決闘の慣習を守り、保持することは、国家そのものが存続していくための絶対的条件であったのである。

19 世紀後半になっても、名誉と決闘という考え方に基づく軍人の特権に対する反論が一般市民と自由主義者たちから執拗に提出されたが、普仏戦争（1870-71）によるプロイセン・ドイツ軍の大勝により、軍隊と将校団に対する特権は、結局のところ、20 世紀に至るまで絶対的なものとして存続していくことになる。

注

- 1) Büsch, O: Die Militarisierung von Staat und Gesellschaft im alten Preußen, in: M. Schlenke (Hg.), Preußen. Beiträge zu einer politischen Kultur, Reinbeck 1981, S. 45-60.
- 2) Meyer, H.A.: Das Pistolen-Duell, welches zwischen dem Ingenieur-Leutnant v. Leithold und Oberlandesgerichts-Referendarius Schade am 30. August 1844 bei Königsberg in Preußen

atattfand. Aus den Untersuchungs-Acten vollständig dargestellt u.m. dienstlicher Genehmigung veröffetl., Danzig 1845, Zit. S. 24, 49.

- 3) Frevert, U: Ehrenmänner. Das Duell in der bürgerlichen Gesellschaft. München 1991, S. 116.
- 4) Ibid., S. 117.
- 5) Ibid., S. 111.
- 6) Bleich, E (Hg): Der erste Vereinigte Landtag in Berlin 1847, T. 2, Berlin 1847, S. 214.
- 7) Frevert, a.a.O., S. 113.
- 8) Ibid., S. 113
- 9) Geheimes Staatsarchiv (GstA) Berlin-Dahrem, Rep. 84a, Nr. 8035: Beratungsprotokoll v. 22.4. 1846, S. 138.
- 10) Frevert, a.a.O., S. 114.
- 11) Ibid., S. 115 f.
- 12) Ibid., S. 119.
- 13) Speitkamp, W: Ohrfeige, Duell und Ehrenmord. Eine Geschichte der Ehre. Stuttgart 2010, S. 133.
- 14) Frevert, a.a.O., S. 121.
- 15) GStA Berlin-Dahrem, a.a.O., Rep. 84a, Nr. 8034: Votum v. Müfflings v. 18.10.1839.
- 16) Frevert, a.a.O., S. 122.
- 17) Ibid., S. 125.
- 18) Ibid., S. 127.
- 19) Ibid., S. 127.
- 20) GStA Berlin-Dahrem, a.a.O., Rep. 84a, Nr. 8034: Schreiben v. 21.2.1791.
- 21) Ibid., S. 133.
- 22) Ibid., S. 133.
- 23) Meinecke, F: Das Leben des Generalmarschalls Hermann von Boyen, Bd. 2, Stuttgart 1899, S. 518.
- 24) Frevert, a.a.O., S. 129.
- 25) Ibid., S. 129.
- 26) Ibid., S. 129.
- 27) Ibid., S. 131.

主要参考文献

- Biastoch, Martin: Duell und Mensur im Kaiserreich. Vierow 1995
 Burkhart, Dagmar: Eine Geschichte der Ehre. Darmstadt 2006
 Frevert, Ute: Ehrenmänner. Das Duell in der bürgerlichen Gesellschaft. München 1991
 Nipperdey, Thomas: Deutsche Geschichte 1800-1866. München 1983
 Pedersen, Hilthart: Das Duell in der Frühen Neuzeit. Norderstedt 2006
 Schmiedel, Helga: Berüchtigte Duell. München / Berlin 2002
 Schulz, Uwe (Hrsg): Das Duell. Der tödliche Kampf um die Ehre. Frankfurt a.M. 1996
 Siemann, Wolfram: Neue Deutsche Geschichte. Band 7. Vom Staatenbund zum Nationalstaat. Deutschland 1806-1871. München 1995
 Speitkamp, Winfried: Ohrfeige, Duell und Ehrenmord. Stuttgart 2010
 Wehler, Hans-Ulrich: Deutsche Gesellschaftsgeschichte. Erster Band 1700-1815. München 2006
 菅野瑞治也：『プルシェンシャフト成立史』春風社 2012年
 菅野瑞治也：『実録 ドイツで決闘した日本人』集英社新書 2013年